

第 64 回 鎌倉市緑政審議会 会議録

日 時：平成 29 年 1 月 23 日(月) 14 時 00 分～16 時 40 分

場 所：鎌倉市役所本庁舎 2 階 全員協議会室

出席委員：奥水肇会長

植木陽子委員、野口景子委員、山本俊文委員

石川幹子委員、入江彰昭委員、岩田晴夫委員

欠席委員：越澤明会長職務代理、秋山哲雄委員、志村直愛委員

奥水会長：第 64 回鎌倉市緑政審議会を開催させていただきます。事務局から、委員の出席などについて、報告をお願いいたします。

永井みどり課長：それでは、委員の出席についてですが、越澤会長職務代理、秋山委員、志村委員からご欠席のご連絡が、入江委員から 10 分程遅れる旨のご連絡が入っておりますが、委員の過半数の出席がありますので、鎌倉市緑政審議会規則第 3 条第 2 項の規定により、審議会が成立していることを報告いたします。

奥水会長：ありがとうございます。それでは、次に、本日の次第と会議の公開の確認について、事務局から説明をお願いいたします。

永井みどり課長：お手元にお配りしている次第(案)について、説明いたします。最初に審議事項として、「前回審議会会議録の確認」の 1 議題、次に、報告事項として、『(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)』の取りまとめ状況について、「(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について」、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況について」の 3 議題、その他として「古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について」を予定しております。

なお、本日の会議は、お手元にお配りしている、前回の審議会で改正した「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、会議の招集と併せて、全ての議題を公開することを会長にご判断いただいております。ただし、会議中に、会議を公開することによって、公正・円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがある等、会議の目的が達成されないと認められる時は、審議会の判断により非公開部分を設けることができることを規定しております。1 月 1 日号の市の広報及びホームページに、傍聴者募集についての記事を掲載したところ、傍聴の申込みはありませんでしたが、後日、掲載するホームページ上の会議録及び会議資料の公開範囲にも関係してまいりますので、このことを踏まえまして、次第(案)の内容と会議の公開について、ご確認ください。

奥水会長：本日の次第(案)について、事務局から説明がありました。前回の審議会で改正した「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、原則として全ての議題が公開となりますので、よろしくをお願いいたします。このことを踏まえまして、ご意見など、ございますか。

# 資料 1

## 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

(意見なし)

興水会長：それでは、この次第に沿って審議を進めさせていただきます。次に、会議資料について、事務局から説明をお願いします。

永井みどり課長：本日の会議資料についてご説明いたします。まず、審議事項に関する資料についてです。資料 1 は、前回会議録です。これにつきましては、審議事項(1)におきまして、ご確認いただいた後、前回審議会で改正された「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、ホームページへの掲載などにより公表するものとします。次に、報告事項に関する資料として、資料 2 は、「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について」の資料です。資料 3 は、「(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について」の資料です。資料 4-1 から 4-3 は、「鎌倉市緑地保全基金の推移状況について」の資料です。次に、その他の事項に関する資料として、資料 5-1 は、「古都保存法施行 50 周年記念誌 鎌倉の歴史的風土の五十年 そして未来へ」という冊子の作成趣旨、資料 5-2 は、その冊子です。参考資料 1、参考資料 2 とともに、「その他(1) 古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況」に関連した資料として配付させていただきました。なお、資料は、前回審議会で改正された「鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領」に基づき、ホームページへの掲載などにより公表するものとしますが、参考資料 2 は、機関誌の一部写しです。発行元に審議会資料としての使用について承諾を得ています。以上、会議資料について、ご確認をお願いします。なお、本日の資料の扱いではありませんが、「公園緑地」の冊子が発行元から提供されていますので参考配付させていただきました。

興水会長：会議資料について、事務局から説明がありました。ご意見などございますか。

岩田委員：1 点あります。確か 1 年前だったと思うのですが、台峯の実施設計(案)についての説明があったのですが、その後の経緯が緑政審議会で報告されていないみたいなので、簡単で良いので、課長からお話いただきたいのですが。

興水会長：今、ご意見があったのですが、どうでしょうか。その他の事項でやりましょうか。

永井みどり課長：公園課長の方で準備しておりますので、簡単に報告させていただきます。

興水会長：では、お願いいたします。他に会議資料について、何かご意見、ご質問はありませんか。特になければ、これで進めたいと思います。

### 1 審議事項

#### (1) 前回会議録の確認

興水会長：続いて、審議事項に移らせていただきます。審議事項(1)、前回審議会の会議録の確認について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：前回会議録につきましては、前回審議会終了後に、事務局から各委員に送付させていただき、ご確認をお願いいたしましたところ、石川委員、岩田委員、植木委員、野口委員、山本委員から修正のご指摘がございました。ご指摘に沿って修正した会議録を、資料 1 としてお手元に配付してございます。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

主な修正箇所について、ご説明いたします。石川委員からは 19 頁後半、22 頁後半、25 頁後半、29 頁から 30 頁にかけての石川委員の発言について、文言を整える修正などのご意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。岩田委員からは 18 頁、12 行目のご発言について、「国も」を「今後」とする修正のご意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。植木委員からは、33 頁、下から 3 行目からのご発言について、「報告」を「規制」とする修正の意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。野口委員からは、3 頁、下から 14 行目からのご発言について、文言を整える修正の意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。山本委員からは、22 頁、12 行目からのご発言について、文言を整える修正の意見をいただきましたので、そのとおり修正しております。以上でございます。ご確認をお願いいたします。

興水会長：前回の会議録については、何箇所か修正あるいはご意見が出ているようですが、いかがでしょうか。ご確認をお願いいたします。

山本委員：22 頁の私の発言を訂正いただいた点について、訂正が一部直っていなかったようです。3 行私の発言があって、真ん中の後半で「いかにしてその周辺を稼ぐか」となっています。「いかにしてその資源で稼ぐか」と訂正してくださいとお願いしたと思います。「資源」の話をしているので、「周辺」だと文章的におかしくなります。おそらく、そのように直してくださいと修正指示を書いたのですが、ちょっと間違っていないですか。

興水会長：「周辺を」ではなく、「資源で」とご発言をしたということですね。

山本委員：はい。「周辺を」を「資源で」に直していただければ、それで十分だと思います。

永井みどり課長：大変申し訳ございません。今、委員ご指摘のように修正いたしまして、改めて委員の皆さまに会議録を送付させていただくようにいたします。申し訳ございません。

興水会長：では「周辺を」を「資源で」に直します。他にありませんか。なければ、ご発言のあった箇所を訂正した会議録によって、前回審議会の会議録を確認したということにさせていただきます。

## 2 報告事項

(1) 「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について

興水会長：では、次第 2 でございます、報告事項の(1)「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について報告いたします。

本件は、去る平成 28 年 7 月 12 日に開催されました第 63 回の当審議会において、「(仮称)鎌倉市緑政審議会のあゆみ」のとりまとめの方向性について報告させていただいた際の「目次」案を骨子とした編集を事務局で進めています。内容につきましては、会長、会長職務代理をはじめとした委員の皆様からのご意見をうかがいながら、今後も編集を進めていくものでありますが、本日はその経過を報告させていただきますので、審議会でご議

# 資料 1

## 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

論をいただきたいと考えております。なお、資料に注釈を入れておりますが、本資料は、作成中の未定稿となっておりますため、今後の編集で変更になる可能性を含んでいる点と今後確認が必要な箇所を含んでいる点などにご留意いただき、資料取扱いの注意点とさせていただきます。それでは、資料の内容について担当より説明させます。

林課長補佐：みどり課課長補佐の林です。よろしくお願いいたします。それでは、取りまとめ状況について、その主な部分を説明いたします。失礼して、座って説明させていただきます。

資料はお手元の「資料 2」です。まず表紙の名称から説明をいたします。前回の報告時点では「(仮称)鎌倉市緑政審議会のあゆみ」としておりましたものを、その後、越澤会長職務代理からのご助言により「(仮称)鎌倉市緑の保全と創造の取り組み」とし、記載内容をより広く包括するものといたしました。副題は内容をイメージしていただけるよう、(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)としております。続きまして表紙の裏頁は、平和都市宣言、鎌倉市民憲章、市の木市の花を紹介しております。

次に、「発刊あいさつ」としていたしまして鎌倉市長のあいさつ。そして、「はじめに」といたしまして、編集の主体である当審議会の興水会長からお言葉をいただく構成となっております。

続きまして、2 頁目に目次を挟み、3 頁目から第 1 章「前史」となります。まず、各章のはじめに、導入ページを 3 頁のようなかたちで設け、その章の記載趣旨を簡潔にまとめた説明文を入れる予定です。

それでは、第 1 章の内容について説明をいたします。4 頁をご覧ください。本章は、鎌倉市のまちづくりの基礎となった法整備などに触れながら、別荘の地として多くの文人・文士が住んだ頃のまちづくりや「昭和の鎌倉攻め」といわれる宅地開発ブームのはじまりで都市構造が大きく変化した時代の流れを年表形式で記載しており、緑の基本計画に掲載している年表を中心に、大正から昭和初期の鎌倉山や御谷騒動の写真資料を追加して掲載しております。

続きまして、11 頁、第 2 章をご覧ください。本章は、「緑の基本計画の策定と改訂及び緑政審議会の概略」について掲載しております。1 枚めぐりまして 12 頁からが鎌倉市緑の基本計画の概要についてです。平成 6 年の都市緑地保全法改正に基づく「緑の基本計画制度の創設」に合わせて、全国に先駆けて平成 8 年 4 月に「鎌倉市緑の基本計画」を策定し、緑の保全、整備、創造、啓発に係る多くの施策を進めてきたことや、緑の基本計画の特徴、過去 3 回の改訂趣旨、他の計画との位置関係などを記載しております。

次に、14 頁では、鎌倉市緑政審議会設置の根拠法令ともなっております「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例の制定」について記載しております。20 万人以上の署名を集め、市民から「緑地保全条例」制定を求める陳情書が提出されたことを契機として、本条例が制定された経過や、昭和 47 年に制定された旧条例(鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例)からの変更点などを掲載しております。

続きまして、16 頁は鎌倉市緑政審議会の概略について記載しております。審議会設置の目的や委員構成などについて説明しながら、17 頁の写真では、当時の市長が委員の皆様

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

にご挨拶をさせていただいている第 1 回審議会の様子や審議会の次第、市広報による審議会委員決定の記事を掲載いたしました。

続きまして 18 頁からは「第 3 章 緑地保全の取り組み」といたしまして、昭和の 30 年代後半から 40 年代にかけて急激な都市化が進んだ時期に、市域の 8 分の 1 にも及ぶ樹林地が消失しながらも、市内に残された貴重な樹林地が保全されたあゆみについて記載しています。事務局で作成している案では、当市の緑地保全のあゆみの中で、市の重要課題として取り扱われてきた「三大緑地の保全」を中心に内容を説明させていただきますが、それに準じて「近郊緑地の取り組み」、「特別緑地保全地区指定の取り組み」などについても、今示しているものを充実させます。

では、19 頁の三大緑地の導入から説明をいたします。本頁は対象となる広町、台峯、常盤山緑地が、昭和 30 年代後半から急激に進んだ都市化の影響を受け、市街化区域に残された貴重なまとまりのある樹林地であるという共通した背景があることから、その時代背景をまとめ、個別の記載の前書きとしたものです。

続きまして、20 頁からが広町緑地についての記載です。まず、この冊子の対象とする緑の基本計画策定以前の出来事を「前段の経緯」(保全に至る背景)としてまとめています。内容は、昭和 48 年頃に土地利用の動向が見られてから、開発反対を求める陳情が繰り返し市議会に提出され、昭和 58 年に開発の手続きを保留した経過などを記載しています。次に「緑政審議会における議論の経過」として、本審議会の関わりをご紹介します。改めてご説明差し上げるまでもなく、広町緑地の保全は、当審議会からの答申が、「都市林」としての保全にあゆみを進める市政の大きな後押しとなった経過があり、部会の設置、市長からの諮問に対する平成 10 年の中間報告、そして平成 12 年の最終答申についての資料を掲載しながら、市の政策決定に至る経過を記載しております。また、ウの「緑の基本計画の位置付け」では、貴重な自然環境を残す樹林地でありながら、行政計画上の位置付けがなく、平成 8 年の緑の基本計画策定当初は「施策検討地区」とした経過や、平成 13 年の緑の基本計画一部改訂で都市林の位置付けがなされた経過を経て、開発が予定されていた事業用地の取得が進み、保全に向けた取り組みが大きく前進した経過などを記載しています。また、保全に道筋がつけられて以降の取り組みについては、開園式の様子や開園後の鎌倉広町緑地の写真、新聞記事などを掲載しておりますが、今後も出来る限り資料を充実させたいと考えております。

次に、23 頁からが台峯の記載です。基本的な構成は広町と同様のものとなっておりますが、台峯緑地の保全は、昭和 46 年頃に開発計画が浮上して以降、土地利用と緑地の保全に係る協議が継続され、話し合いによる解決を目指し、様々な議論が重ねられた経過に着目し、記載をいたしました。また、専門職位をもって問題の早期解決を図るために市に設置された広町・台峯緑地担当の取り組みに触れ、土地区画整理事業の協議と並行して行なわれた緑地保全の協議が、事業者との歩み寄りによる解決に役割を果たした経過などを記載しています。また、緑政審議会における議論としては、台峯基本構想の策定過程などにおいて、専門的な見地から貴重な助言がなされたことを中心に記載しています。また、緑の基本計画においては台峯緑地を「鎌倉中央公園拡大区域」として位置付け、行政計画に

# 資料 1

## 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

基づく緑地保全の協議が継続されたことを記載いたしました。

続きまして、25 頁は常盤山についてです。常盤山緑地の保全は、緑地保全の法的担保を得るため、事業者との協議と並行して国県との協議が重ねられた経過に着目して記載しています。緑政審議会における議論、意見のまとめとしては、緑地の法的な担保力を高めるために国、県と継続した協議を行なった経過を緑政審議会にも報告することで、次の協議への後押しとなった経過を記載しています。また、緑の基本計画における位置付けでは、歴史的風土特別保存地区の指定により南側斜面の緑地が法的な担保を得たことや、北側斜面においては特別緑地保全地区の指定を目指す方針を緑の基本計画で継続して示したことなどを記載しております。

ここまでの三大緑地に係る内容となりますが、記載事項につきましては、事実確認を今後も重ねながら、更に内容を精査していく考えです。本章では、他に 27 頁「近郊緑地の取り組み」や 29 頁「特別緑地保全地区指定の取り組み」について、三大緑地の記載に準じた編集を今後も進めてまいります。

次に、30 頁に進みまして「第 4 章 整備した都市公園等の取り組み」についての説明をいたします。本章では、都市公園法が 60 周年の節目を平成 28 年に迎えたことに触れながら、緑の基本計画における将来都市像実現のため、施策推進の重要な役割を担ってきた都市公園の整備について記載しています。

はじめに、31 頁は緑の基本計画における都市公園等の整備目標について記載し、次頁では緑政審議会における都市公園等の整備に係る報告事項などを表形式でまとめています。続きまして、33 頁では鎌倉市内 11 箇所の大規模公園の概ねの供用区域を市全体図に落とし込む形で掲載しております。更に、掲載している 11 箇所の公園のうち、緑の基本計画への位置付けや当審議会での議論を経て事務が進められた 6 箇所の都市公園を中心に、34 頁以降でまとめています。対象としている都市公園は、供用開始頃に鎌倉中央公園、六国見山森林公園、夫婦池公園、山ノ内西瓜ヶ谷緑地、岩瀬下関防災公園、鎌倉広町緑地の 6 公園で、整備に至る背景や経過などの説明とともに、整備前と整備後の様子を出来る限り写真などで示し、ビフォー・アフターをわかりやすく見ていただけるように今後も工夫していきたいと考えております。

次に 40 頁「第 5 章 都市緑化の取り組み」についてご説明いたします。本章では、民有地の緑化に係る制度として風致地区制度や市開発事業条例に基づく緑化協議、まち並みのみどりの奨励事業を記載します。特に、41 頁、昭和 13 年から指定されている風致地区は、その後の古都保存法の指定とも関連し、非常に厚く指定されていることなどにも触れ、これまで確保してきた緑地の機能が十分に発揮されるよう、緑の基本計画に基づいて市街地の緑の核となる緑化が今後も重要となる考えが伝わるように記載を進めていきたいと考えております。

次に、44 頁「第 6 章 市民との連携」についてご説明いたします。鎌倉市緑の基本計画では市民をはじめとした多くの主体が「緑の将来都市像」を共有していくことを目指し、緑化推進団体や地域の緑化指導者、緑のレンジャーの育成と連携に努めてきた経過をまとめます。45 頁から緑のレンジャー、緑の学校、公園愛護会などの活動について記載し、緑化推

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

進団体としては 48 頁から鎌倉風致保存会、鎌倉市公園協会の活動紹介を予定しています。

次に、50 頁「第 7 章コラム」についてご説明いたします。緑の基本計画策定から 20 年、緑政審議会の経過を振り返る中で、多くの委員及び事務局職員が関わってきました。その中で、現職の学識委員や比較的長期に渡り委員を務められた市議会選出委員などに、鎌倉市の緑地保全に意見をしてきたことなどについて、思い出などを書いていただきたいと考えております。執筆の依頼先の案を 51 から 54 頁までに記載しておりますが、本日の、審議会のご了承が得られましたら、今後、執筆を依頼させていただき皆様には、その可否を確認させていただいた上で、ご依頼をさせていただきたいと考えております。なお、本日の審議会にご出席をいただいております学識委員の皆様におかれましては、誠に恐縮ですが、執筆の可否を本日ご確認させていただき、よろしければ後日、事務局から詳しいご案内を差し上げたいと考えております。後程、事務局が個別に確認に回らせていただきますので、お考えをお伝えいただきますようお願いいたします。

続きまして、55 頁「第 8 章外部からの評価」についてご説明いたします。56 頁で記載のとおり、前回の当審議会において、本章では日本公園緑地協会から緑の基本計画優良事例 40 選に 2 回選ばれたこと等を記載し、鎌倉の取り組みの社会的な立ち位置や意義が伝わるように記載するとよいのご意見をいただいておりますことから、まだ詳しい記載まで至っておりませんが、ご助言をいただいた趣旨に沿うよう今後も編集を進める考えです。

次に、57 頁「第 9 章 緑と関係が深い市の施策」についてご説明します。58 頁で記載のとおり、本章は越澤会長職務代理のご助言で追加している項目で、歴史的建造物や景観重要建造物の活用を目的とした取り組みなどについての記載を予定しており、緑の基本計画で公園の候補地としてきた旧華頂宮邸、扇湖山荘、旧川喜多邸などの取り組みの記録を掲載する予定です。

続きまして、59 頁「第 10 章 資料」についてご説明します。本章は、紙面の関係で第 9 章までに掲載出来なかった関連資料や写真、報道資料などを事務局で収集し掲載していく予定です。60 頁以降、現在のところ、「緑の基本計画の図面の対比による成果」や「緑地保全基金の経緯」、「緑政審議会の開催記録と歴代委員、事務局」などの資料を事実のみ掲載する考えです。

最後に、66 頁では、この取り組みのご発案者でもある当審議会越澤会長職務代理に「代わりに」の執筆をお願いし、本書の結びとしたいと考えております。

以上、現時点での編集経過となりますが、今後も作業を継続し、今年度中に編集の概ねの目途が分かるよう事務局では作業を進める考えです。

興水会長：ただいまの説明に対しまして、ご意見・ご質問をお伺いしたいと思います。「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み」と題する冊子と言いますか、この緑政審議会のあゆみ、歴史、経緯をまとめておこうというものでございます。相当形が見えてきましたが、ご覧のようにまだ作業中なので、その経過を報告していただきました。何かご質問、ご意見があれば承ります。よろしく願いいたします。

石川委員：本当にすごい作業をしていらっしゃるということで、大変なことだと思います。正直に言いますと、この冊子は売れるのではないかといいくらいに思っております。それだけ、

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

意味があると思います。細々とした事は色々あると思いますが、とにかく今の時点で記録をまとめて、しっかりと次世代へ渡していくということ自体、意味があることだと思います。それと、表紙のタイトルの下の部分に「1995年から2015年」と年号が入っていますよね。これを果たして入れた方が良いのか。勿論、緑の基本計画と緑政審議会は、長い鎌倉の緑に係る歴史の中で、1995年から2015年ということなのですが、やはり鎌倉の緑に係る歴史はもっと長く、前史があって、今があって、未来があるということであれば、あまり年代は入れないでいた方が、迫力があるのかなと思います。それで、細かなことは別として、大事なことは、まず表紙が大事ですよね。それから表紙をぱっとめくった裏表紙は、何が書いてあるのか誰でも見ますから、ここが大事だと思うのです。それで、平和都市宣言、市の木、市の花。これも良いとは思いますが、私は色々な外国に行っていて、今までで一番心に残った計画書があるのです。それは、アメリカの田舎なのですが、カンザスシティという所です。都市計画の分野では、非常に大事な所です。その計画書は表紙をぱっと開けると、「この計画書は1917年、1920年、1945年というように、今までその市が行ってきた緑の政策のタイトルだけ全部載せています。これを踏まえて、私たちが作成するものである」と書いてあるのです。それは、何年に作ったということが書いてあるだけなのですが、それだけでもすごくインパクトがある。そういう意味では、ここに「前史」と書いてあって、明治時代から色々書いてある。冊子の9頁、10頁は緑の基本計画に書いてあることと同じものが書いてありまして、いささか重複感が否めませんが、ここを、例えば1930年の風致地区、その次がぼんと飛んで古都法、それで、緑の基本計画になるということだと思うのですが。鎌倉の緑の保全・創造の取り組みというのは、日本の縮図ですから、そういうものがわかるような形で、最初のところに書くと言うのも一つではないかと思います。また、大事な事だけ言いますと、「前史」という文言は、何か石器時代のような気がするので、ここは「明治から平成まで」とかそういう形でお書きになられた方が良いと思います。

それと、冊子の20頁の所から広町とかの取り組みがあるのですが、この取り組みの中で、やや都市計画的な話で全体が書かれているのですが、同時に、この緑政審議会では、データをしっかり取って、なぜこの緑は大事であるのかということ客観的に出していくということをやってきました。その一番起点になりましたのが、冊子の20頁、21頁にある広町です。広町に関しては、冊子の65頁に付録のように載っているのですが、鎌倉市自然環境調査というものがございまして。私は、慶応義塾大学に在籍して、この調査を担当したのですが、鎌倉市がきちっとお金をつけてくださって、膨大な調査を行い、報告書も分厚いものになりました。それで、そちらにいる岩田委員もよくご存じだと思うのですが、広町だけではなく、鎌倉にはどういう自然があるかというのをしっかり調べて、データを整理して、客観的な事実に基づいて、保全を進めていったということがあります。これは非常に大事ですから、付録ということではなくて、データに基づいて、鎌倉の持っている自然はどのようなものであるのかという学術的な成果も含めてやってきたということを是非、この緑地保全の取り組みの中にきちんと入れていただきたいというのが私の希望です。単に守りたいからとか、あるいは土地所有者の意向や税金の関係とかではなく、緑

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

地一体が持つ意味というものをしっかり調べて、それに基づいて保全を行ってまいりましたので、そこが非常に大事ではないかと思えます。以上、表紙の話と、メッセージの出し方と、データに基づき保全をしてきたという 3 点を意見として述べさせていただきました。

興水会長：作業は事務局に行っていたという訳ですが、そもそもこういうものをまとめようという発想は、会長職務代理から出していただいて、この審議会で、それは良いことだから、是非やろうということになって、始まった訳であります。膨大な作業を事務局の方をお願いして、大変ご苦勞をおかけしているわけです。今、審議会での大変大事な意見として、石川委員のご指摘をいただきました。ご主旨に沿って少し構成が前後するところ、それから「前史」ではなく、もう少し工夫した方が良いのではないかというご意見をいただきましたが、その辺は事務局としてどうですか。

永井みどり課長：石川委員におっしゃっていただいた表紙の年代ですが、どうしようかなというところはありつつも、ある程度緑政審議会でもって議論をしてきたという、この 20 年間の歴史をしっかりまとめようというところですので、前後のものを入れられないという訳ではないですが、年代を入れてはいかがか、という他の委員からのご指摘もありまして、年代を入れさせていただいているという状況です。調整させていただければと存じます。

それから、「はじめに」に入れているメッセージ的な意味合いですね。鎌倉市緑の基本計画を平成 23 年に改訂するときに、石川委員から同様のご意見を頂戴したと承知しています。これも、表紙を開くと平和都市宣言から始まる鎌倉市緑の基本計画も同様になっているのですが、その趣旨的なものといましては、一番後ろにアジサイの絵が描いてありまして、ここの上に簡条書きでコラム的なものが入っています。これは、緑の基本計画というものは、今までの鎌倉市緑の基本計画、鎌倉市の緑に係る考え方をずっと引き継いできて、これからも引き継いでいくのですよ、というメッセージを最後にきちんと入れておこうという趣旨で入れております。この辺の書き方をちょっと膨らませたような形で「はじめに」を書こうと思います。事務局がまとめますと、どうしても行政刊行物に準じた形、平和都市宣言から入るといって形になっておりますので、そのあたりもアドバイスを頂戴しながら、この緑の基本計画の一番後ろに入れている「今までも引き継いできて、これからも引き継いでいく」というメッセージ的なものを入れられればなと考えます。

それから、「前史」という言葉については、適切な言葉がちょっとすぐに出てこないわけですが、考えてみたいと思います。それから、石川委員からご指摘のあった自然環境調査のデータについてですが、どうしても私どもは仕事で、緑の基本計画の施策方針に基づいて都市計画決定をすることができた、行政として、保全なら保全をする意思が、公園なら公園にする意思表示ができたところがゴール地点になるので、こういう書き方になっているのですが、当然、今、巻末に載っている自然環境調査のデータは、私どもが都市計画決定をする時に非常に大きな力になっています。都市計画を定めるときに、神奈川県が指定権者だったら、神奈川県と色々なお話をするわけですが、その時に自然環境はどうなっていますかということ聞かれ、それはこうなっていますというように、すぐに出せるデータがあるというのは、私どもが基本計画に基づいて施策を進めるにあたって非常に大きな後押しになったと考えております。今、一番後ろに入っているわけですが、まと

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

め中のものと言えますと、第 2 章に「緑の基本計画の策定と改訂、緑政審議会の概略」という章がございますけれども、緑の基本計画をバックアップしていくために緑の基本計画推進プログラムというものもございます。私たちには自然環境調査もございますので、この辺りに、割と早いうちに書いて、そのバックデータをもって、各々の施策が進んできたのだというまとめ方ができるかなと考えております。

興水会長：膨大な作業を事務局にお願いせざるを得ないわけで、今日原案も事務局ベースで作っていただいているわけですが、どうしても行政的な匂いというか、書き振りが強く出てしまうというのは仕方がない事だと思います。少し私が感じたのは、行政というのは法律とか制度があって、それを執行するという立場で仕事をされているわけで、制度というものを大前提とするのは当然のことですが、私は鎌倉の緑政の場合には、古都保存法があってやったわけではない、都市緑地法があってやったわけではない、鎌倉の動きというのが相当、古都保存法の制定や都市緑地法の改正に大きな影響を与えているのですね。だから、そういった制度があってやっているというのとは少し違って、鎌倉の緑の大問題が国にも大きな刺激を与えて、大げさに言えば両輪のような形で進行しながら動いてきたというように、私は捉えています。ですから、緑政審議会の 20 年のあゆみの中でも、そのような事があったということが読む方にも分かっていたらいいような書き振りの方がいいのかなと私は考えています。あまり、それを強く出しすぎると 緑政審の宣伝がましくなってしまって、いやらしくなってしまうかもしれませんが、法律や制度があって動いているという部分はあるけれども、実はそれは、鎌倉の緑の取り組みが大いなる刺激を与えて、今の国の全体の緑政のあり方にも大きな影響を与えているのだという自負を持っていても良いと私は思っています。鎌倉は全国の緑の行政の先頭を切ってやってきて、非常に努力してやってきたわけですから、緑政審が主体となって、随分動かしてきたということを潜在的に意識していいと思います。行政の方にしてみれば、自分たち自身のこと書きにくいかもしれませんが、このような書き振りとなるのは当然だと思いますが、あまり埋没しない方がよいのかなというように思います。これは私の個人的な感想です。

石川委員：私は、これをまとめていただいていることを高く評価いたします。先ほどの表紙の年代はとった方がよいと思います。それで、次のページはこれでよろしいのではないかと思います。私が前から申し上げたことは、確かにこのアジサイがありますので、アジサイの後ろの方に追加して書いていただければ趣旨は OK だと思います。それから、「前史」というのはやはり変なので、これで見ますと明治の 17 年からですね。明治の 17 年というのは 1885 年くらいなので、2017 年から差し引くとおよそ 130 年です。そうすると「前史」という書き方ではなくて「緑地保全の取り組み 130 年」というタイトルで、ですね。これはミュンヘンに行った時に、公園に「ミュンヘン 400 年」というのがあって、これは良いなと思ったので、「緑地保全の取り組み 130 年」とすれば「前史」よりはもっとインパクトがあるのではないかとというのが私の意見です。先程の自然環境調査は、これは緑の基本計画を作る時ですから、第 2 章の所に入れれば済むのではないかと思います。

興水会長：自然環境調査を今言ったところに入れるということについて、検討していただいているのですか。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

永井みどり課長：そのように、作業を進めさせていただきたいと思います。

石川委員：あるいは第 3 章ですね。「緑地保全の取り組み」というところで、きちんとデータをとってやったというのを入れる。審議会の概略と違うかもしれませんが、そこに入れるか、どちらかなと思います。その際、図面や、分かり易い概要版も作っていますから、そのようなものを入れてもリアリティがあるのではないかと思います。

興水会長：自然環境調査については、そのような意見だということです。それから、私が感じたのは、鎌倉市は緑に関する基礎データをきちんと持っておられる。それがあつたので、緑政審議会を始めた時に、ただ感じるものを議論するのではなくて、データに基づいて議論できることがさすが鎌倉市だなと感じたことを覚えております。それは事務局と事務局をサポートしたワーキンググループがやった作業だろうと思いますが、緑がどういう場所にあつて、どういう形をしているのかという資料がきちっとできている。それがやっぱり今日の成果に繋がっていると私も思っておりますので、どこかににじみ出るような形で出てくれば良いと思います。そのようなデータや市民の方々の強い意見、行政、議会、審議会、市長の強い意志と原動力に基づいて、鎌倉市の緑の保全が成り立っているわけですが、色々な主体が上手くかみ合つて今日の成果ができているのだということが大事だろうと思います。この冊子は審議会のあゆみということでスタートしましたが、審議会だけがやったわけではなくて、鎌倉市の緑に関係する全ての方々が支えて、今日の成果があるので、最後のところできちっと分かるようにしたいなと思っております。途中でにじみ出るようにするのか、あるいは「おわりに」とかできちっと、あるいは私の言葉できちっと書くのか、やり方は色々あると思いますが、そういう風感じておりますので、よろしく願います。さて、他の委員の方で、ご意見はありますか。

山本委員：先ほど石川委員からご意見ありました表紙の「1995 年～2015 年」については、本審議会に向けて事前に行われた説明会があつた時に、私が市職員の方に年を入れた方が良いという話をした 1 人なのです。というのは、今 20 年間、「1995 年～2015 年」とありますが、次の 20 年後にもまたきつとこのような資料が作られるのかなと想定しています。おそらくそれが続いていくのだろうと。そうなつた時にタイトルに年の幅が入っていた方が、資料として非常に検索しやすく、一目でこの資料はこの範囲の年のことを書いているのだなということが分かるのではないかと思います。基本的に、緑政審議会のあゆみですよ、ということで、緑政審議会が始まつた年以降の年表記を入れた方が良いのではと申しあげたのですが、今、先生がおっしゃられたようにもっと広いスコープで見るのだということであれば、それに一切こだわりません。

石川委員：両方の考え方がありますよね。ゆっくり考えれば良いのではと思います。それも正論だと思います。

山本委員：それとこの冊子なのですが、これの読者は誰という考え方になりますか。こういった資料をまとめるわけですから、活かされなければならない。どういう人が読んで、どう活かすのかというのを考えた時に、やはりまずは鎌倉市の緑政に関わつてきた人、あるいは市民が読み、そしておそらく他の自治体の緑政に関係する人達が参考にしていけるのではと思います。そういった視点が 1 つあります。もう 1 つは「前史」という言葉は良くないとい

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

うことでしたが、要するに緑政審議会が始まる前の状況で、そういった「前史」というものがあるならば、やはり将来に向けての記述が一言あった方が良いと思います。勿論、記述をすごく増やす必要はありませんが、せめて1頁くらいでもつけて、将来はこんな方向で行くのですよ、といったことを書いた方が良いのではと思っています。その2つの視点で見ると、やはり一番思うのは、この資料の最後に、将来に向けて、今まで鎌倉市であげられた成果の整理と、どうしてそのような成果があげられてきたのか、そのポイントをまとめてみるというのはいかがでしょうか。それからやはり、今までやってきた内容が、保存と保全が主になっているのですが、これからはもっと緑を活かすとか、いかに活かすとか、そういったことをやっていかなければいけないと思います。どこかに1頁くらい「将来」という項目を設けて、そういったことをまとめていったら、もっと良くなるのかなと思います。

興水会長：「おわりに」という部分がありますね。会長職務代理が非常に力を入れて書いていただけると聞いております。その辺で相当、将来についても書かれるのではないかなという気がしています。ただ、どうしても行政が将来このようにするというのはなかなか書きにくい部分があります。だから、そういう所ほど、緑政審議会に委ねているから、会長職務代理が書けるところをきちっと書いていく方が、書きやすいという気が私はします。

石川委員：表紙に「鎌倉市」と書いてありますが、このままだと、冊子を発刊したのは鎌倉市になるのですよね。誰が発刊するのか。そういうことであれば、山本委員のご意見というのは正論だと私は思いますので、「おわりに」ではなくて、「今後に向けて」とか「将来に向けて」とかそういうタイトルにした方が良いと思います。

山本委員：その方が、収まりが良いかなと思います。

石川委員：それから資料は第10章とはせずに、章立てを外して、「資料」という形でやった方が良いでしょう。

興水会長：そうですね。資料は章の番号をつけない方が、この体裁としては良いと思います。

石川委員：普通は章の番号をつけない。

興水会長：章の番号をつけないからと言って、決して軽く扱っているという意味ではない。

永井みどり課長：会長のおっしゃって下さったとおり、将来についてはこの緑の基本計画に書いており、これが将来像だということです。この「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」は、緑政審議会に意見を頂戴しながら進んできた施策の成果を事実として書くのだというスタンスで、事務局提案をさせていただいています。今、会長からお話がありましたように、会長職務代理の「おわりに」が、未来に繋がっていくような文章になるとか、あるいは「コラム」という章を立てておりますので、緑政審議会に関係して下さった様々な方から、将来に向けてのことを書いていただけたら、そういうところで記述すれば良いのではないかなと思っていました。その辺りも先生方にご相談させていただきながら、進めさせていただきたいと思います。「将来」という風で書くと、将来のあり方というのはこの基本計画と齟齬を来たさないように書くことになるので、今、既に書かれている将来像を書くのかなという気がします。ちょっと感想的なものになって申し訳ないのですが、そういう風に考えています。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

興水会長：色々なご意見があると思います。将来をどういう風に持っていくか、様々な意見が出るだろうと思います。きちっとまとめるという作業から逃げるわけではないのですが、委員の方々にも色々書いていただきたいというお願いをしているからこそ、各委員のコラムの中で、鎌倉市の緑とか、審議会のあり方とか、将来も含めて色々なご意見を書いていただいて、それから色々読み取っていただくということの方が、色々広がるのかなという気もしています。将来像を1つにまとめるのは難しいかもしれないので、色々なご意見を出していただいて、将来像を示していくと。

岩田委員：私は最初、こんなに立派なものができると思っていたのですが、すごい苦勞をされてこれだけのものを作成されたと思っています。1つ心配していることは、みどり課の職務室の大きさを考えると、古い資料はそんなに保管できなくなって、古い資料が廃棄されてしまうのではと心配しています。この冊子はこれで非常に良いと思いますが、これ以外に、こういうところで書けない個人レベルの色々なノウハウを歴代の担当者がお持ちになっていると思います。例えば、地権者の方や国、県の方とのやりとりや、緑地保全管理の技術とか、ノウハウが沢山あると思います。今後もそれらのノウハウが活かされるということが重要で、その辺を残していただくのが重要だと思うので、この冊子とは別に考えていただきたいと思います。たぶん、今、色々な資料を整理されているでしょうから、担当の方の頭の中に沢山入っていると思います。是非、どこかに残しておいていただけると良いかなという気が少ししています。先ほどから表紙のお話があったのですが、あえて西暦で書いてあるので、何か思い入れがあって書いているのかなと思いました。先ほどの石川先生のご意見ももっともなのですが、その思い入れが何かあればご説明いただこうかなと思いました。それから、沢山あるのですが、まず、常盤山のところですが、確保緑地の適正整備委託で、予算を取っていただいて、もう5年ちょっと整備をしています。鎌倉市では、緑地を沢山残しているのですが、どうやって維持管理するのかがものすごく課題になっています。その中で、これだけ何年も適正整備委託をやっていますので、ある程度効率も考え、種の多様性にも配慮した鎌倉方式の管理はどういう方法があるのか、ノウハウを蓄積していただいています。それから、該当する業者を指導することも兼務しているわけですが、その辺りを少々書いておくと良いかなという気がします。これだけだと先ほど会長からもお話がありましたとおり、都市計画決定までの経緯の形になっていて、少々面白みがないので、そういうのも少し使ったら面白いかなと思います。それから、28頁の近郊緑地の部分ですが、少しだけ次のことを書いていただいたら良いのかもしれない。先ほど自然環境調査の話がありましたが、それが一段落してから、市民で、学術的に非常に優秀なボランティアの方が当時沢山いらっしゃったので、そういう方と一緒に近郊緑地保全区域の調査をしました。近郊緑地保全区域の拡大をしなければならないということで、みどり課の相談を受けたものですから、ボランティアだけで自然環境調査を行いました。先ほど石川先生が言われていた自然環境調査は、市の方で予算を8,000万円位とってやったものです。それはそれで勿論意味があります。自然環境調査のデータは沢山あり、みんな私の所に集まってくるのですが、個人レベルのデータです。役所は個人のデータを扱うことはできません。ですから、公のデータベースとして、まとめなければならない。そう

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

ということも兼ねていたわけです。それから鎌倉に関わる方も大分亡くなられていますけれども、その方がまだお元気なうちに、その方々が持っている色々な情報を集められたことが大きなことだったと思います。もっと重要なのは、鎌倉市の自然環境調査の基本的な仕方を確定できたことです。

それから先ほど緑の基本計画本編が出てきましたが、実は概要版というものが一番重要です。概要版が本編そのものよりも重要な時があるので、そういう意味においても、自然環境調査の記述は石川先生が言われるように、この冊子においてももう少し大きく扱われても良いかなという気がします。表向きは事務的な流れが中心となっており、事務局の方に非常に苦勞していただいたのですが、裏方の方で、きちんと科学的な根拠があって、それに基づいて事務的な手続きがされてきたということ、上手く書いていただきたいです。鎌倉の緑の保全の歴史の中で、自然環境調査は大きな転換点であったことを、もう少し分かりやすく書かれた方がよいかという気がします。原稿が必要でしたら、言っていただければ、私が書きます。

興水会長：歴史ですから、成果に重点が置かれるのは当然なのですが、中にはこういう方法で調べたという調査方法に関する記録も残しておくということが必要な部分もあります。岩田委員が言われたように、自然環境調査というものは、この 50 年間で非常に、ある意味進歩、発展してきたと思います。昔は記載しただけのやり方だったのが、ある時にヨーロッパから入ってきたやり方で記載するといった形になりました。また、一方でアメリカ流のやり方も入ってきた。日本でも調査の方法について研究する研究者が増えてきた。日本独自のやり方が増えてきた。それから、誰が調査するかというと、自治体によっては市民の方の協力を得てやってきた。鎌倉市では協力を得た市民の方々が行う調査の精度が非常に高く、プロと言って良いレベルの方々が一般市民として調査に関わってこられた。鎌倉市独特で、素晴らしいところなのですね。ただ、自然環境調査はこうでした、それに基づいてやりました、というさらっとした言い方ではなく、もうちょっと残しておきたいなという気持ちは私もありますね。それは後でご相談しましょう。

入江委員：委員の皆様方の言われることと同様かもしれませんが、表紙の年代のところ、「1995 年～2015 年」ということであるならば、20 年ということなので、「緑の保全・創造の取り組み」というタイトルが適当なのかどうかという気がします。「取り組み」という言葉を消してしまうのか、もしくはここに「20 年」という言葉を入れるのかどうか、その辺りをご検討いただければと思います。

「鎌倉の歴史的風土の五十年 そして未来へ」（資料 5-2）は非常に立派で、非常に読み応えのあるリーフレットで、このタイトルを見ましても、先ほど山本委員が言われたように、未来への取り組みみたいなことも、場合によってはあるのかもしれませんが、緑の基本計画で確かに将来像を述べられていますので、今回は歴史ということ言うならば、20 年という形で留めておくのか、その辺りは、今後、会長をはじめ、事務局の方とご検討いただければと思います。また、先ほどの第 1 章「前史」というタイトルもそうですが、石川委員が言われたとおり、130 年の取り組みという形が望ましいのか。でも、読んでみますと、緑政審議会が始まったことまで含めて書いてあるので、どちらかと言うと概略的

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

なところなのかなと思います。資料 2 の 10 頁で「平成 23 年(2011 年)」の「地球温暖化対策地域推進計画の改訂」の記述で終わってしまっていますが、表紙で書かれたとおり、2015 年までについてまとめたならば、平成 23 年 9 月の緑の基本計画の絵がここにあった方が良いのかもしれない。この第 1 章にはどちらかというにあゆみの概要的なところがあって、それを受けて第 2 章から詳しく始まるのかなという冊子の意味合いも感じました。その辺、主だったタイトルをもう少し詰めていければ、すごく素晴らしい冊子になるのではないかなというのが感想です。

興水会長：今、入江委員が言われたとおり、全部概要が出てきて、骨太の流れがきちっと見える、そして第 2 章から本編があるというのは、私は大変魅力的なご提案だと思います。いずれにしても、これを審議会としてまとめようと進んでいるわけですが、その作業をしている中で、都市公園法施行 60 周年、古都保存法施行 50 周年、国営公園制度 40 周年であり、また、もうすぐ都市緑地法施行 45 周年になります。色々考えますと、大事な節目だと思います。今、世の中が大きく変わろうとしているとちょっと肌で感じます。そういう意味でこれをまとめておくのは大変意義があることだと思います。これまでやってきたこと、それから将来どうなるか。地球温暖化の話も、生物多様性の話もどこに向かうのか、よく分からなくなってきましたので、そういうことからしても、この冊子をまとめておくということは、こういうことを過去やっていたのだ、こういう時代があったのだという今日の証になるのではないかと思います。一時の、1 箇所の鎌倉の話に留まらない、緑環境の保全と創出、マネジメントと、今後のあり方を示唆する大事な何かをまとめたレポートになっていくのではないかとこの予感がします。事務局の方もこれから人事異動があることだと思います。私も 20 年間緑政審議会とお付き合いをさせていただきましたが、色々な方々が苦勞されているということも見てまいりました。ですから、これを今年度にまとめておくというものも非常に意味があるので、3 月までということで一応区切りをつけたいと思います。今日だけではなくて、ご意見がある方はそれまでに出していただければ事務局の方で対応できますので、お気づきの点があれば事務局にご連絡いただき、この冊子を良いものにしていきたいと思います。まとめ方につきましては、会長職務代理と私が事務局に指示し、責任を持ってやっていきたいと思っています。折に触れて、委員の先生方からご助言をいただくという形で、期間は 3 月までで区切ろうと思っております。よろしくお願いいたします。

石川委員：私もこの冊子を見せていただいて、非常にインパクトがあると思うのです。それで、タイトルも非常に良いですね。「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み」、ここはとても良いと思います。「緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ」を、年号年代を入れないで「緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ 20 年」にした方が良いと思います。年号年代を書くよりは遥かにインパクトがあると思います。もう 1 つ、第 1 章に年表があります。その次に、昭和 50 年には樹林地をこれしか守れていなかったのが、現在はこんなに守れましたというのが分かる資料(鎌倉市緑の基本計画 平成 23 年 9 月 23 頁 図 I.1.6 緑地指定等(緑地保全に係る法制度の適用)の推移)を入れた方が良いと思います。ちゃんと保全しているのに、鎌倉の緑がどんどん減っていくという図面ばかりが繰り返してきていたため、

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

この図面(23 頁の図)を私が 30 年前に描きました。イラストレーターが無い時代に、ロットリングで黒く塗ったりして描きました。緑が減っていくという資料だけでなく、この図面を入れると良いですね。例えば、この(23 頁の図)の中の、昭和 13 年の規制力の緩やかな風致地区の指定、昭和 50 年、平成 22 年の図面を、今回作成している冊子の中の前史と言われる箇所に入れることができたならば、それだけで、鎌倉市はなかなか大したものだと、読む人にインパクトを与えられます。これ(同計画 138、139 頁 緑地指定等方針図)はこれで良いのですけれども、複雑過ぎる。もう、何なのかわからない。他の人が見ても、何かやっているけど、何なのだろうと思ってしまう。世の中の人に訴えかけるには、この(23 頁の図)方がよっぽど良いですね。ですから、たまたまこれがとても良いので、この冊子のタイトルも良いので、それでやったらどうかと思います。あと、誰が資料 5-2 の冊子を発行したのかを見ると、鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会が発行者になっている。今回の審議会で配られた冊子では、「第 6 章市民活動の展開」の原稿がまだ無いですね。今、どのような状況になっているか分からないですけど、緑のレンジャーの方々、緑の学校の受講者、緑のレンジャージュニアの指導員でもある岩田委員など、皆さんに書いてもらえば良いと思います。それで、この冊子を出す主体を鎌倉市ではなくて、原稿を書いてくださった方々みんなということにすれば良いと思います。とても良い原稿が集まってくると思うので、みんなでやっているという風にうまくまとまるのではないかと思います。冊子の発行元を鎌倉市と書かないのがポイントになるのではないかと思います。

永井みどり課長：大変失礼しました。これは緑政審議会がまとめるということになっていましたので、表紙には鎌倉市緑政審議会を入れるべきでした。見落としまして、申し訳ございません。沢山いただきました色々なご意見については、また、先生方にご相談させていただきたいと考えております。

山本委員：2、3 点良いですか。細かい話なのですが、<sup>ろっこけん</sup>六国見とか、<sup>ようふくじ</sup>永福寺とか、読めない方が多いかもしれないので、地名で読みづらいものは振り仮名を入れた方が良いかと思います。次に、冊子の 58 頁の写真の所でおそらく旧川喜多邸が抜けているので、これは入れておかなければいけないと思います。明月荘は残念ながら火事でなくなってしまったので、しょうがないですね。それから、冊子の 7 頁の御谷騒動の記録のところに写真があります。上が、樹木が伐採された写真で、下が復元した写真です。これもインパクトがあります。ただ、鶴岡八幡宮の裏が住宅地になった場合、つまり開発がそのまま進んでいたらこのような風になっただろうという CG を見たことがありまして、それを見せていただいた時にもすごくインパクトがあったのですね。現在の鶴岡八幡宮の裏山の緑がある姿と対比させて示したら良いのかなと思いました。その CG のインパクトはすごいなと思ったので、掲載を少しご検討いただければと思います。

永井みどり課長：振り仮名については対応します。それから、古都保存法の御谷騒動の話がございましたが、先ほど石川委員からもご紹介いただいています古都保存法 50 周年の記念冊子(資料 5-2)を今回作っております。そちらは今日の「その他」の事項で進捗状況をご報告差し上げますので、古都保存法の方にあまり入り込みすぎずに、緑の基本計画の取り組み

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

が始まった平成 7 年以降の取り組みにとして、しっかりこの冊子の中に書きたいと事務局は思っております。

輿水会長：基本的にはそれで結構だと思います。

岩田委員：先ほどの石川委員の話聞いて思ったのですが、平成 8 年が鎌倉市にとって大きな転換点だった気がします。緑の基本計画ができて、御谷騒動以来の、鎌倉市として積極的に緑地保全をしようという動きが加速されたと思います。それから、先ほどの緑地の保全すべきエリアがどんどん縮小しているという話がありましたけれど、明らかに開発に対するブレーキがかかったという年でもあります。その辺りをこの冊子の中でもう少しアピールしても良いかなと思います。ちょっと淡々としすぎているような気もします。

輿水会長：少し作業が増えてしまうかもしれないですが、確かに施策をあてた所に全部色をつけているので、専門家はわかるかもしれないですが、一般の人にはわからないかもしれません。まして、小さく印刷されるとますますわからなくなってしまうので、施策が展開されている所と、そうではない所というくらいに分けて、あと、嚴重に保全されている所とそうでない所に分ければ、A4 サイズに収まるかもしれませんね。緑政審議会がやってきたことは、鎌倉市の緑に対して何らかの施策展開をするのだ、考え方を示すのだということで、それを図面に表すようになりますよという風に整理してきました。樹林地は、確かに昔はこんなにあり、今は骨と皮だけになってしまったという風に見えるのですが、緑に関する施策はどんどん広げて、今や全市的に展開されるようになりました。これは緑政審議会の成果であり、行政の成果でもあると思っています。それがうまく絵に現れるような図面が出来上がると良いと思うのですが、これは作業が大変ですかね。

永井みどり課長：お手元に「鎌倉市のみどり」がございます。こちらの方は、白黒で毎年発行しているもので、非常にわかりにくい部分もございますが、14、15 頁を見開いていただきますと、鎌倉市緑の基本計画でめざす緑地指定等方針図に対して、今、どのような状況になっているかという絵を作っておりますので、この絵をベースにしながら、平成 8 年に策定した緑の基本計画の施策方針図がどのように実現されてきているかということは、この冊子の中に取り込んでいきたいと考えております。

輿水会長：まだまだご意見おありでしょうが、先ほど申し上げたとおり、3 月末を目途にまとめていきたいので、その間、お気づきの点があれば事務局にご連絡いただきたいと思っております。

永井みどり課長：「第 7 章コラム」の欄に、色々な学識経験者の委員、それから市議会委員で審議会の委員を長く委嘱させていただいた方に寄稿いただく、というような提案をさせていただいておりますが、本日ご欠席の越澤会長職務代理から、コラムを書いていただく方の選出について、審議会でご議論いただきたいとお話を受けています。これまで緑政審議会の委員を委嘱させていただいた方というのは、学識経験者、公募の市民委員、それから平成 24 年までいらっしゃった市議会の選出委員、総勢 45 名になります。例えばですが、任期を 1 期以上、つまり 2 年を超えた方は 11 名で、4 年以上は 7 名という状況があるわけですが、そういう状況を踏まえて、どこに基準を設けて、コラムを書いていただくための依頼をするのが良いのか。申し訳ございませんが、学識経験者の先生と、委員を長く務められ

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

た方にコラムを書いていただいているかどうかということで、51 から 54 頁までお名前をあげさせていただいておりますが、会長職務代理からどのような基準を設けてコラム執筆を依頼する方を決めれば良いのか、審議会で議論していただけないかという意見を承っておりますので、委員の皆様で、それについてご議論いただければと思います。

興水会長：審議会のメンバーとしてご活躍いただいた方々にも、コラムというか、コメントというか、そういうものをいただくのが良いと私も思います。その時に任期が何年以上の方に依頼するといったことはなかなか決められない。それから、もう筆をとれないご高齢の方もいらっしゃると思いますので、一応全ての方に依頼して、原稿執筆の了承を得られた方の分をまとめるというくらいの方が良いのかと思います。私はこんな冊子が出ているなんて知らなかったぞということになるのは、あまり楽しい話ではなくなるので、「こういう冊子を作っていますよ。ご寄稿いただけますか」みたいなご連絡を差し上げて、3 月末までに集まったものについて編集してみるという形でいかがでしょうか。

(同意)

興水会長：もちろん大事な方が抜けてしまうと困る部分もありますが、私と事務局にお任せいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(同意)

興水会長：では、以上の形で、事務局にまたご努力をいただいて、まとめていきたいと思います。

#### (2) (公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について

興水会長：それでは、報告事項の(2) 「(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項(2) (公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について、報告いたします。(公財)鎌倉風致保存会は、鎌倉市内の自然の風光及び豊かな文化財を後世に伝えるため、昭和 39 年から活動している団体で、その幅広い事業により、鎌倉のまちづくりに大きく貢献してきました。このたび、この鎌倉風致保存会が、平成 28 年度の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰を受賞しましたので、ここに報告させていただきます。詳細については、担当から説明いたします。

林課長補佐：それでは、(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について、ご説明いたします。資料 3 をご覧ください。

1 頁目から 2 頁目までは、平成 28 年 10 月 25 日付けの本市の記者発表資料です。3 頁目以降は、同月 24 日付けの国土交通省の記者発表資料で、4 頁以降に受賞者名簿を添付しております。(公財)鎌倉風致保存会は、昭和 41 年の鶴岡八幡宮裏山における日本初と言われるナショナルトラスト運動を始めとして、実に幅広い活動を展開しており、これまでも、緑の都市賞や美し国づくり景観大賞など、数々の表彰を受けてまいりました。その

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

ような活動のひとつとして、鎌倉風致保存会では、昭和 59 年 10 月、「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」内に位置する樹林地の一部を賃借し、その後、平成 18 年 1 月には同区域内の約 5 ヘクタールにもわたる土地、通称「十二所果樹園」を民間から買入れ、現在も市民とともにボランティア活動に取り組み、緑地の良好な保全・活用に努めています。こうした実績を通して、鎌倉風致保存会は、平成 23 年 10 月 18 日の「鎌倉近郊緑地特別保全地区」の指定にあたり、顕著な功績があったと認められるため、平成 28 年 7 月、本市から神奈川県を通じて、「平成 28 年度都市緑化及び都市公園等整備・保全・美化運動における都市緑化功労者」として推薦いたしました。その結果、資料の 5 頁目に記載されている表彰基準のうち、「(4)樹林地、保存樹林、生垣等を良好に管理している個人、並びに緑地保全地区、風致地区の指定に顕著な功績があったもの」として、表彰されることが決定し、10 月 28 日に開催された『ひろげよう 育てよう みどりの都市』全国大会において、石井国土交通大臣より表彰を受けました。資料の受賞者名簿では、8 頁目の 4 番目に、(公財)鎌倉風致保存会の名前が記載されております。以上で、(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について、説明を終わります。

興水会長：昨年 10 月に表彰を受けたということですね。誠におめでとうございます。素晴らしいことですね。ご質問などございましたら、お伺いしたいと思います。

(意見なし)

興水会長：それでは、この報告事項についての質疑を終了いたします。

#### (3) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況について

興水会長：それでは、報告事項の(3)「鎌倉市緑地保全基金の推移状況について」、事務局から報告をお願いします。

永井みどり課長：報告事項(3)鎌倉市緑地保全基金の推移状況について、報告いたします。鎌倉市緑地保全基金は、市内の豊かな緑地を保全することを目的とする事業の推進を図るため、昭和 61 年に創設されたもので、特に広町、台峯、常盤山の、いわゆる三大緑地の保全においては、その後ろ盾として非常に大きな役割を果たしてきました。しかしながら、当基金を原資として多くの成果を積み重ねていく一方で、平成 22 年からは市費の積立を取り止めたことも影響し、その残額は減り続け、このまま推移すれば、平成 32 年頃に枯渇することが予想されます。また、市一般会計予算における、公園やみどりといった分野への配分状況も年々厳しさを増しております。こうした中、今後も息の長い取り組みを続け、豊かな緑を将来へ引き継いでいくためには、緑地保全基金をはじめとした財源の確保、或いは財政が厳しい中での取り組みの方向性の検討がとても重要な課題です。そこで、本日は、前回審議会においてもご意見がありましたように、こうした課題を議論するために現状把握や認識の共有を図ることを目的として、緑地保全基金の推移状況をご報告したいと考えております。詳細については、担当から説明いたします。

林課長補佐：それでは、鎌倉市緑地保全基金の推移状況について、ご説明いたします。はじめに、

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

資料 4-1 をご覧ください。これは、昭和 61 年度の創設時から、決算値が確定している平成 27 年度までの基金の推移状況です。大きな項目として、左から、年度毎の積立総額、処分額、年度末現在額となっており、積立額については、内訳として、市費からの積立、運用利子積立、寄附金積立、公益財団法人かながわトラスみどり財団からの助成金の額を記載しております。また、これらの累計額が、それぞれ、積立総額の累計に占める割合を表の下に記載しております。ご覧のとおり、積立総額の累計、約 134.6 億円に対する市費積立累計額約 118.5 億円の割合は、実に約 88.1%を占めておりますが、平成 22 年度以降、積み立てを行っておりません。一方、一般からの寄附金の累計、約 1.6 億円は積立総額累計の約 1.2%となっており、平成 27 年度からふるさと寄附金制度の運用を開始しているものの、市民の善意に対し、過度な期待は難しい状況です。次に、基金処分額ですが、これまで、主に三大緑地をはじめとした土地の取得などについて充当してまいりましたが、近年では毎年 2 億円前後を処分し、累計で約 127 億円となっております。以上より、平成 27 年度末の基金残額は約 7.6 億円で、事業の進捗状況により、毎年の処分額がある程度抑えられたとしても、平成 32 年頃には基金が枯渇することが予想されます。なお、一番下には、参考までに、平成 28 年度の予算額に基づく基金の積立・処分状況と累計額の推定値を記載しており、これによりますと、今年度末での基金残額は、約 5.7 億円となる見込みです。

次に、資料 4-2 をご覧ください。こちらは、平成 23 年度から平成 27 年度までの、直近 5 か年における、基金の処分内容をまとめたものです。具体的な内容について、まずは、全ての年度に共通した処分実績をご説明いたします。はじめに、「緑地保全契約奨励金」です。これは、台峯の土地所有者に対して、用地取得までのつなぎ策として締結している緑地保全契約に基づきお支払している奨励金で、用地取得の進捗に応じて、年々金額が下がる傾向にあり、平成 28 年度からは一般財源に切り替えております。次に、「確保緑地の適正整備委託」です。これは、緑の基本計画にリーディングプロジェクトの 1 つとして位置付けた「緑の質の充実」の施策展開として、特別緑地保全地区およびその候補地内に確保した市有緑地において間伐や被害木処理、下草刈りなどの手入れを行う事業で、当初は最大で 500 万円規模の事業でしたが、平成 24 年度以降は 300 万円以内となっております。次に、広町や台峯をはじめとした、「都市公園事業における用地取得」とこれに伴う「不動産鑑定評価委託」です。なお、この用地取得については、取得金額のうち、国庫補助金や市債を除いた市費負担分として、実質的には、取得金額の 6.7%程度を緑地保全基金から充当しています。都市公園の用地取得は、土地所有者との調整や事業の進捗などにより、費用に変動が生じますが、山ノ内東ヶ谷緑地や山ノ内宮下小路 2 号緑地など、すでに用地取得が完了したものもあり、今後、緑地保全基金を充当する事業は台峯や広町に限定されていく方向です。次に、各年度の一番下に記載している「みどり債借換償還」です。みどり債は、平成 15 年に鎌倉広町緑地の用地を先行取得した際に、その財源を確保するために発行した、総額 20 億円の市民参加型ミニ公募債で、既に平成 20 年度までに購入した方への返還が完了しておりますが、その原資のうち、15 億円については借換を行っており、平成 21 年度から平成 35 年度までの 15 年間で、毎年 1 億円プラス利子分を償還して

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

いかなければならないものです。これらの他に、平成 24 年度に基金を充当した事業として、「特別緑地保全地区候補地の土地買入れ」とこれに伴う「不動産鑑定評価委託」があります。これは、鎌倉市緑の基本計画における特別緑地保全地区の候補地において、一部の土地所有者から土地利用の意向が示されたことから、緊急対応として土地を買入れたものです。なお、この土地買入れについても、買入れ金額のうち、国庫補助金や市債を除いた市費負担分として、実質的には、取得金額の 6.7%程度を緑地保全基金から充当しています。また、平成 25 年以降の事業として、「近郊緑地特別保全地区の土地買入れ」とこれに伴う「不動産鑑定評価委託」があります。これは、都市緑地法の規制により、地区内の土地所有者が行為の不許可処分を受けたことで、財産の利用に著しい支障を来したとして、同法の規定に基づき、市に対して土地を買入れるべき旨の申出があったことについて対応したものです。この土地買入れについても、買入れ金額のうち、国庫補助金や市債を除いた市費負担分として、実質的には、取得金額の 4.5%程度を緑地保全基金から充当しており、平成 25 年度から平成 27 年度までの実績としては、700 万円台から 900 万円台で推移しております。なお、平成 28 年度分の土地買入れは既に完了していますが、現時点で 11 件の申出に未対応の状態で、申出件数は今後も増えていくことが予想されます。資料の最後には、参考までに、今後、基金の充当を予定している主な事業として、(仮称)山崎・台峯緑地用地取得事業、鎌倉広町緑地用地取得事業、近郊緑地特別保全地区土地買入れ、確保緑地の適正整備事業、みどり債借換償還を挙げており、事業の期間が分かっているものについては、その旨を記載しております。

最後に資料 4-3 として、「鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例」をご用意しましたので、ご確認いただければと思います。以上で、鎌倉市緑地保全基金の推移状況について、説明を終わります。

興水会長：ありがとうございます。緑地保全基金についての推移、現状について報告がありました。ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

岩田委員：資料 4-2 の 3 頁目ですけれども、近郊緑地特別保全地区の買入れについてです。近郊緑地特別保全地区を指定する時に、その時点では鎌倉市が将来的に買入れの負担がないというつもりで指定を進めて、神奈川県自然环境保全地域に指定されている所も許認可の関係でほぼ同等ということで、近郊緑地特別保全地区に変更指定して、一体の管理をしようということになりました。その時に組み入れてしまったのが、逆にまずかったのかなという気もしています。その後の法律の改正の中で、鎌倉市の負担が生ずる形になっているのですが、改めて自然环境保全地域に再指定するという考え方は可能なのでしょうか。

永井みどり課長：岩田委員がおっしゃられた経過は私も重々承知していますが、基本的には近郊緑地保全区域という、国でゾーニングをした中で、特に近郊緑地保全区域の中で重要な部分を特別地区として指定しようと、都市計画決定がされていますので、その都市計画決定をした要件、良好な自然環境があるとか、樹林地があるとか、そういう要件が消滅しない限りは都市計画を解除するという考え方は無いのではないかな、と承知しております。

岩田委員：近郊緑地特別保全地区の中を調査した時に、例えば丹沢とか箱根の環境に匹敵するような動植物の分布が見られて、隔離分布というのですけれども、非常に重要な地域が何箇所

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

か見つかったのです。それ以前は知られていなかったのですが、そういうようなことが、当然まだ残っているはずなのですが、より重要な保全対象であるということの名目にして、何か指定換えが可能かな、と思ったのですが、結構事務的には難しいわけですね。なるべく市の支出を少なくしたいのですが。

石川委員：資料 4-1 を見ますと、平成 22 年度から市費の積み立てがゼロになっているのですよね。やはりここが一番問題で、これをきちんとしなければならぬ。これでいくと、完全に基金は枯渇するわけです。枯渇するということが分かっている、枯渇しましたよという風にするのはやはりよろしくないと思います。私は緑政審議会として責任があるのではないかと思います。先ほどから私が申し上げているのは、緑を守らなければならないという時に、なぜ守らなければならないかという市民の意思は明確だったわけですね。私どもは学術調査ということで、責任がある形で対応した。今回はお金の問題ですから、やはりこの緑政審議会に臨時委員として、財政に明るい方を是非入れていただいて、緑政審議会の 1 つの役目として、緑を守って将来世代に手渡していくという中で、この基金が枯渇するという問題を議論する。何よりも鎌倉の全体の収入の中で、いわゆる観光とか、お菓子を売ったりとか、レストランなどのご商売とか、鎌倉という、いわゆる緑の豊かな都市が緑を持っていることによって、相当の税収があるだろうと思っています。他の市町村は人口が減少していますけれども、鎌倉は人口が減ると言いながらも微増していますね。ここ(参考配付の「公園緑地」)に、シャネルに所属している外国人の方が、古都の古い民家を買って、お住まいになっていらっしゃる。やはり、緑が守られていることによって、鎌倉は他にはない魅力があります。本来ですと空き家になって見捨てられていくような所が、しっかりとした価値を持って維持されている所もある。沢山問題があると思うので、「所もある」としか申しませんが。やはり、そういった環境の価値というものを、お金の面でどんな風に鎌倉市の全体の収入の中で、要するに環境が守られることによって、如何にこのような皆さんの資産価値、あるいは税収が上がるか、という複眼的な形で分析するということがないといけないと思います。ゼロですよ、無くなりますよ、お手上げですよ、と言っているのが今の状態ですから、やはりこれはしっかり考えるべきことであろうと思います。同じ首都圏で、お隣の横浜市はみどり税を導入していますからね。最近山下公園に行きましたら、芝生を入れ替えたりして、美しくリノベーションが行われていました。横浜市の言わば一番のショーウインドーですから。ショーウインドーを直すお金をみどり税でやっているわけです。このようにすると、観光客もいらっしゃる。ですから、単にお金が無くなって、ゼロですよ、これから将来はどうしたら良いのでしょうかという風に嘆くだけではなくて、しかるべき対策というものをきちんと考えるべき時なのではないかと思っています。

興水会長：鎌倉ならではの税収をあげる工夫というものをどこかでご議論されているのでしょうか。

石川委員：税収をあげるというよりは内容は内容ですね。分析です。

大場まちづくり景観部長：税収という観点から言いますと、税収は少しずつ減るという状況になっており、歳出が増えている事業が非常に多くなってきています。要するに福祉系の所にお金が非常に多くかかってきていて、他の所を削っていかなければならない。各部で包括予

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

算制度というものをやっております、私どもの部でお金を使っていく配分先を、私のマネージメントで優先順位を決めながらやっているわけです。緑地を買うお金は非常に多いのですが、国の補助金等も頂いて、起債を利用して、極力今の負担を少なくしていくというマネージメントをしています。

今は大きく税収が下回っているというよりは、扶助費が非常に大きくなっている。そのような中、市の財政の中の大きな配分先を決定していく段階で、財政部局としては、財政調整基金という色々な所に使えるお金としてストックしていくやり方を取っています。昔は、お金に名前をつけて、例えば緑地保全基金という所に入れるやり方をしていましたが、そこのお財布に入れてしまうと、緑地保全という観点からしか支出できなくなります。財政部局としては、名前をつけていないお金をストックしておいて、色々な所に配分していくやりの方が良いという考え方もあって、お金の配分が辛くなってきた時代からは名前をつけたところに特定のお金を入れてきていないというのが、私が見る限りでの財政部局の考え方かなというように見えます。その時々で足りない所にお金を配分できる財政調整基金を持っているので、それを利用していくということだろうと思っています。

興水会長：寄附金を持って増やすこと、新税を課すことについては、あり得ないのでしょうか。

大場まちづくり景観部長：かなり昔のことになるのですが、鎌倉市の都市計画税が一時低く抑えられていた時代があります。これを法令上の上限まで上げる時に、理由として、広町、台峯等々あるので、緑に関してこれからお金が必要だと説明していました。これから緑地を残していかなければならないということで、都市計画税を上げていった歴史もございます。それと、今、石川委員がおっしゃったとおり、緑の税金というのを取れるかということですね。具体的に全庁をあげて議論をしたということではないのですが、なかなかご負担をいただく側の皆さんに理解を得るのが難しいのではないかなと思います。鎌倉市の場合は緑地を残しているエリアと大船方面の都市化が進んでいるエリアで、受益を受ける方、そうでない方というのが、かなり明確になる場面もございますので、同じように負担をいただくというのはかなり厳しいのかなと思います。そういう意味で税という手法を取るのか、あるいは違う形があるのかということも、緑の部門では色々な議論はありますが、結論を出すのはなかなか難しいかなと思います。ある公園、広町なら広町を残した。そうするとその一定エリアに従って、税の率を変えるというような方法もあります。アメリカのセントラルパークですと、公園の直近の所は税が高い。それが外れていくに従って税が安くなるという制度もあります。そういう制度を導入できるのかどうかということも考えたりしているのですが、日本の税法は平等が原則なので、そこを乗り越えていくというのはなかなか厳しいです。一方で観光に来ていただいている方は、公表上は 2,200~2,300 万人/年です。観光にお見えになっている方にはどのようにご負担いただけるかということですが、難しいところがなかなか沢山あります。現実にはご負担いただけない状況が続いています。

興水会長：外国人旅行者の人数は増えていますか。

石川委員：観光客が 2,200~2,300 万人/年も来ているのですね。どうして観光客にご負担いただくのは無理なのですか。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

大場まちづくり景観部長：具体的に観光客の方からの負担というのも、全庁的に議論をしないというわけではないのですが、京都で観光税を考えた時に、仏教界からの大きな反対があって、まだ具体になっておりません。鎌倉もおそらく同様の状況になるでしょうし、観光で生計を立てている皆さんからの意見もあろうかと思えます。ただ、平等にご負担いただく手法をもっと研究をしないといけないのだらうと思っています。観光客の方々が廻っていく所々でご負担いただくのか、関所みたいな所でご負担いただくのか。税法上の課題が解決できないと、なかなか成就しないのかなと思います。私の記憶では、今の所、日本の観光地で観光税を取っているところはないのかなと思います。それぞれ受益している所でそれなりの負担をしていただいているということはあろうかと思えますが、なかなか難しいかなと思います。鎌倉の観光客は二千数百万人ですが、統計の取り方なのですが、お一人当たり 2.0~2.9 箇所廻っているそうです。割り返しますと、700~800 万人が実際に来ていて、入込客数ということで二千数百万人。そのような統計的な処理がされています。そのような皆さんから、どのように税として負担をしていただくのかは、非常に難しいですね。税法はかなりシビアなもので、払わない人には督促をするし、払っていただければ差押までします。そこまでやる法律ですから、執行するとなると相当な裏づけを持って執行しなければならぬこととなります。なかなか難しい課題が沢山あるというのが現状です。

興水会長：富士山の入山料も善意でやっていますが、払わない人の方が多いみたいですね。でも、払ってくださる方もいらっしゃる。

石川委員：審議会としても困った、困ったと言っていて、事務局の方も困った、困ったというだけで、1 年経ってもお互いに無策ではしょうがないのでは、というのが私の意見です。困った問題については、諮問を受けて審議会として色々やるとか、そういった形で今まで色々クリアしてきました。緑の基本計画とか、それぞれの市町村でこれが問題だから、少しきちんと考えてくださいよということで諮問を受けるのですから、基金の枯渇が予想されてこんなに困っているのだったら、きちんと諮問をしていただいて、それに対して臨時の専門委員を入れてやるとかすると良いと思います。

興水会長：私も今の石川委員のご心配とご指摘をきちっと受け止めて、対処しなければならないと思っています。審議会として、専門家の方に意見を聞いて、どういう手法があるかという情報を得て、そして、アイデアを考えるということをやっていくべき時期に来ているのかなと思います。審議会にそういう専門の方を呼んで意見を聞くというのは可能ですか。あるいは事務局の方で環境税、観光税あるいは寄附金、様々なそういう公共税に対する、お金を得る手法について調べていただいて、審議会のテーマにするというやり方は可能でしょうか。可能ならば、是非そういうことに踏み込んでみる必要があるかなと思います。

永井みどり課長：当然、制度上は緑政審議会の委員を 1 人増やすのは可能でございます。諮問という形が良いのか、あるいは何か調べたことを報告してご意見頂戴するのがよろしいのか、そのあたりの事について、事務局として、行政内部もそうですが、会長にご相談しながらどのような進め方がよろしいのかということを考えて参りたいと思います。

興水会長：最後のアウトプットのイメージとしては、市長から諮問を受けてやるというのではなくて、審議会としても本当にいつもストレスを感じて、どうしようもなく思っているのを、

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

むしろ市長の方に提言、助言をしてみる。審議会としての積極的な発言の仕方をそういう形でした方が良いのではという気もしています。

石川委員：基金はもうすぐなくなるわけで、しっかりとした税に関する専門の方がいなければ、方策をたてることができません。参考として聞いていただきたいのですが、私は鎌倉市の委員も長年やっていますが、川崎市でも 30 年位委員をやっております。鎌倉市はお寺が多くあるのであまりそういうことは考えられていないのかもしれませんが、川崎市はお墓が無いという問題がありました。それで、霊園を作ることが市の大きな政策でした。とにかく無縁仏が増える、それから人口も増えており、お墓の場所が無いということで、川崎市長から審議会にきちんと諮問をしていただきました。これからの霊園整備はどうあるべきかという諮問を受けたので、市の方からしっかり専門家を臨時委員として入れていただきました。川崎市のことだけでなく、大きな事柄を整理していきました。無縁仏がどうなっているかとか、個別の墓標だけでなく、立体的なものについて、それから樹木葬とか色々ありますね。人間の死に対する考え方自体が変わっているので、とても深い問題です。今、これまでの緑政審議会にはなかった、非常に重要な時代の変わり目に直面していると思いますので、前回基金のことを取り上げてほしいと意見申し上げた次第です。川崎市の例は、2 年位かけてしっかりやりましたという例です。そういう時代に来ているのではないかと思います。

岩田委員：3 つほど提案があります。鎌倉商工会議所のメンバーから参考人と呼んでみるとか、突破口を少し作ったほうが良いと思います。それから、先ほどの私の質問の中で、市の支出を抑えられないのならば、収入を増やすしかないと思います。受益者負担の大原則があるわけなのですが、税制はやはり難しいので、例えば、手っ取り早い所では、市の施設のパンフレットなどを無料で配っていますが、例えばガイドマップとかフィールド・ガイドみたいなものを作成して寄附金付きで販売してみるとか。大きな公園などは大丈夫だと思うのですが、法人のパートナーシップ制度を運用して、管理体制をちょっと拡充するなどしていけば良いと思います。割と取っ掛かりやすいかなという気がします。そういう意味でも商工会議所の方に来ていただければと思います。

興水会長：検討してください。審議会に参考人として来ていただく、というのはなかなか難しいかもしれませんが、鎌倉のお金に詳しい方にご意見を伺う。鎌倉市民全体の雰囲気「緑保全は終わった、一段落した」となっていたら、また緑の話なの、となりかねないのですが、でも黙っているわけにはいかないと思います。基金が危機的状況にあることを知っていたいて、どうしたら良いのかという知恵を、商工会議所など詳しい方に参考意見として述べていただくような機会を作れないか、ということです。それから寄附金付き商品を開発して、その売り上げで緑を保全する。その効果は微々たるものかもしれませんが、でも、微力であっても、決して無力ではない。お金を少しでも集める手法を上手く考えましょうという話です。あと、パートナーシップ。それについても新しいアイデアを考えなければならぬ。緑保全とか、緑化とか、緑の保全と創出に関するパートナーシップ。鎌倉は大きな企業があるわけではないので、他の自治体と比べてそういうのが難しいのかもしれないですけども、そういうことができるのかどうか。先ほどの観光客に対するパートナ

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

ーシップを築けるか、という話にもつながるのですが、そういう形での提案なり、支援を得られないだろうかという具体的な手法について、審議会の場できちっと検討することを是非やりたいです。何を議論すれば良いか、議題として整理するのを少し考えていきたいと思えます。

大場まちづくり景観部長：委員の方々から非常にありがたいお言葉を頂きました。今、条例で審議会の目的や委員の定数などを定めております。諮問することになった場合、色々な分野からの委員を入れるために条例の改正が必要であれば、条例を改正しなければならないでしょうし、今の条例のままでいけるのであればそれなりの工夫をこらして、市が様々なご意見あるいは答申をいただくということになります。そのようにして、審議が十分可能な形を考えていきたいと思えます。貴重なご意見をいただきましたので、事務局も含めましてどのような形が一番良いのか検討し、早い段階でご報告させていただいて、お力添えいただくということも考えていきます。

興水会長：次回の審議会でそのようなチャンスがあるか分かりませんが、基金がこのような状況であると、議会の方々にご存知かもしれませんが、やはり何とかしなければならないことをご理解いただきたいと思えます。黙っては何も伝わらないので、色々な場面を使って、ご提案いただきたいと思えます。これは私からの要望でもあります。では、大変重い課題ではありますが、対応していきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

### 3 その他

#### (1) 古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について

興水会長：次に、古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について、事務局から報告をお願いします。

永野都市調整課長：都市調整課長の永野です。その他の(1)鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について、説明いたします。資料 5-1 以降をご参照ください。平成 28 年度が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、いわゆる古都保存法の施行 50 年の節目にあたることから、鎌倉市古都保存法施行 50 周年記念事業実行委員会を設置し、古都保存法制定当時から現在までのあゆみを振り返るとともに、未来へと繋げることを目的とした事業を企画し、実施しております。前回の当審議会で事業の方向性などを紹介させていただきましたが、その後の活動といたしまして、昨年 9 月に鎌倉駅北側にある地下道ギャラリーで、展示による古都保存法や古都鎌倉の緑についての啓発活動を、11 月には(公財)鎌倉風致保存会と共催いたしました「里山フェスタ」において、古都保存法施行 50 周年であることの PR を、12 月には京都で開催しました「古都保存法施行 50 周年記念シンポジウム・古都の保存継承における次世代への展望」へ参加し、先ほどから話題にあげていただいております、資料 5-2 の「鎌倉の歴史的風土の五十年そして未来へ」という記念誌を来場者や関係機関に配布してまいりました。この記念誌の内容は、鎌倉が古都保存法発祥の地であることなどの古都保存法制定までの足取り、古都保存法が施行されたことにより古都の緑や景観が守られてきたこと、それらがわかるような新旧を対照した写真などを掲載しております。また、法制定に関わられた元建設省都市局公園緑地課都市緑地対

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

策室長 平野侃三氏や、本日はご欠席ですが、本審議会の越澤明会長職務代理へのインタビュー、国土交通省及び古都鎌倉の緑の保全にご尽力いただいております(公財)鎌倉風致保存会に寄稿をしていただくなど、各方面のご協力の下、非常に内容の濃いものになったのではと考えております。以上、簡単ではございますが説明を終わります。

興水会長：50周年記念事業の進捗状況について報告がありましたが、何かご質問などがありましたら、お伺いしたいと思います。

入江委員：全国的には、古都保存法 50 周年記念シンポジウムが京都で行われたということを知っていました。これまでも色々なシンポジウムを鎌倉市でもやってこられたのかなと思いますが、場合によっては緑政審議会という立場なのかどうかわかりませんが、鎌倉市としてシンポジウムのものを行う可能性はありますか。せっかくこんな立派な冊子も出来上がったので、PRするという意味でもやったら良いのかなと思います。先ほどの基金の話とも関連するのかもしれませんが、参考配付された「公園緑地」の巻頭言で書かれているシャネル株式会社のリシャールさんという方が鎌倉市にお住まいになって、2、3点鎌倉に関する課題を言っています。やはり、海外の方は結構良い所を見つけてくれて、これまでも歴史の中ではイザベラ・バードさんとか色々な方々が日本の良さを伝えてくださったと思います。海外の方の視点でチャリティシンポジウムの機会があると良いかなと思います。そんなことをご検討するような可能性があるのでしょうか。

永野都市調整課長：シンポジウムにつきましては、古都保存法施行 40 周年の時に開催したこともございまして、検討したところですが、京都で開催しましたシンポジウムの主催が古都保存連絡協議会となっております。鎌倉市も構成員の一員となっております。京都で集約してやろうということになっていましたので、京都市でも、鎌倉市でも、というのはちょっと難しいかなと判断しました。ご紹介のありましたシャネル株式会社のリシャール・コラスさんのことですが、京都のシンポジウムにもご出席いただけないかということで交渉はしたところですが、お忙しい方であり、スケジュールが上手く合いませんでした。できれば鎌倉のことなど、お話いただければなということもあったのですが、そういう状況です。

石川委員：もったいないですね。

興水会長：もったいないですね。市の主催じゃなくても、他のところの主催でも良いのでは。

入江委員：これまでも、たぶんシンポジウムみたいなことをやったことがあるのですよね。

石川委員：この文章、本当に素晴らしいですね。京都に来てください、というのは難しいのかもしれませんが、鎌倉に住んでいらっしゃるならば、鎌倉でお話いただく機会があれば良いのにとお思います。皆さん、手弁当、ボランティアでここから行っても良いし。何かできると良いですね。シンポジウムと言うと、ものすごくお金がかかってしまうというのがありますけれども、お金をかけないで手作りのボランティアでやれたら良いのにとお思います。

興水会長：入江委員に実行委員長になっていただいて、企画を考えると、学会で取り上げるとか。学生とかに上手く入ってもらったりして、何かできれば良いなと思います。

石川委員：小さなファンドとか、(一社)公園緑地協会などから 50 万円くらい助成金をもらってとか。それに、先ほどの基金の枯渇予測の話の話を合わせて。

入江委員：こういう状況を、どれくらいの市民の方々がご存知なのでしょう。もちろん今回審議

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

会を出していただいた詳しいデータまでは公表できないかもしれませんが、「実はこういう状況です」くらいのことは言い、市民の方々にも関心を持ってもらうのも良いのではと思います。

石川委員：せっかくこれ(資料 2)を作成するのでしたら、シンポジウムで売れば良いと思います。

興水会長：これ(資料 2)の出来上がったタイミングに合わせてシンポジウムを開催するとか。

石川委員：この冊子(資料 2)を売って、基金の枯渇が予測されて大変であることもお知らせする。緑政審議会有志主催で。

興水会長：そのあたりは入江委員にお任せをするということで。少し、学会で取り上げる可能性も含めて検討してみまじょうか。良いことですし、意義があることですから、市がやるとどうしても大きくなってしまいうから、是非、やれる形を検討しまじょう。状況の報告ありがとうございました。そういう形で話が進展しており、何か考えようということでもありますので、よろしくお願ひします。

#### (2) (仮称)山崎・台峯緑地実施設計のその後について

興水会長：報告事項ですが、その他として、冒頭で岩田委員から(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について、現状を説明してほしいとお話があったので、事務局からお願ひします。

田沼公園課長：公園課長の田沼です。どうぞよろしくお願ひします。資料などをご用意していませんが、冒頭に岩田委員のほうから(仮称)山崎・台峯緑地の進捗状況について報告してほしいとのことでしたので、非常に簡単ではございますが、現状報告をさせていただきますと思います。

鎌倉中央公園拡大区域という位置付けの中で都市計画決定をした部分について、(仮称)山崎・台峯緑地として、現在、事業を進めさせていただいておまして、緑政審議会の方に関しましては、直近では平成 27 年度末に行われました第 62 回審議会において、報告をさせていただきました。平成 26 年度に実施設計を策定し、これを審議会に報告させていただき、ご理解をいただいている中で、現状としましては、実際に平成 28 年度から、その実施設計に基づいて工事を発注しまして、現在は業者が確定し、今年の 3 月まで、仮設路の整備やため池の浚渫をするための準備などを予定しており、今は現場に入るための草刈りを行っているところで、本格的な作業は 2 月当初位からを予定しています。基本的には 2 か年で整備をしまして、平成 30 年の早い時期に一部でも開園を目指しているところですが、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画後期実施計画や新年度予算の関係もありますので、この場でははっきりしたことは申し上げられませんが、現状で言いますと、少し工程が遅れている部分がありますので、若干開園が遅れる方向で、今後もお話をさせていただき状況となっております。いずれにしましても、緑政審議会委員の皆様におかれましては、困ったことがありましたら相談させていただいて、より良いものを作ろうということをやっております。実施設計について、地元のボランティア団体なども含めまして説明した中では、総論的な部分はそれなりにご理解をいただいておりますが、実際に工事を出すにあたって調整した中で言いますと、特にため池の堤体から水を下に流している、自然石でできた滝のような部分がありますが、そこが当初計画ですとコンクリート張にする計

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

画になっていましたが、やはり、そこを壊すことに関しましてはかなり慎重なご意見があった関係で、今はその辺を含めまして見直しをして、コンクリート張をしなくても済むような方法で堤体の強度を確保し、問題が無いような形にできないかということ进行调整しながら今回のような工事内容で発注をかけている状況です。非常に雑ぱくで申し訳ありませんが、以上です。

輿水会長：ということですが、岩田委員、何かありますか。

岩田委員：1年位報告が無かったので、ちょっと心配でお聞きしたのですが、広町の時はもうちょっと逐次報告をいただいていたので、今後の緑政審議会でも報告していただけたらいいのですが、広町の時と違って台峯の場合、一番危惧しているのがやはり、先ほどもお話がありましたけれどもため池をいじるわけです。失敗すると取り返しがつかないことになるので、色々配慮いただいていると思いますが、念には念を入れて検討していただければと思います。前にもご説明したと思いますが、色々な法規制からいくとがっちり、きっちりとした堤体を作ろうとするのですが、例えば今、藤沢土木事務所が進めている引地川遊水地ではどちらかというと柔構造で水を留めようという新しい工法でやっていますし、あまり画一的な考え方ではなくて、柔軟にやっていただけると鎌倉に即した良い形ができると思いますので、苦勞が多いとは思いますが、お願いしたいと思います。適宜、重要種の保全などはアドバイスしますので、細かなことでも結構ですから相談していただければと思います。

輿水会長：着々と進んでいるようですので、内容については緑政審議会にもその都度ご報告いただきたいと思います。

岩田委員：補助金の話はありませんでしたが、順調にもらえているのですか。

田沼公園課長：資金計画の話の中で言いますと、用地取得に関しましては、まだ緑地保全基金がある関係で、いわゆる一般財源を使わずに買うことができしており、補助金もそれなりに付いている状況があります。今までは基本的に法人の所有地で、当初約束していた部分を買っておりましたが、やっと今年度から個人所有地を取得できるようになりました。細かな部分では個人地主の方ですと相続の問題や公図上問題があったりして登記所と調整をしなければならぬ部分があって、時間がかかるような物件もあります。ただ個人所有地に関しましても補助金については、どちらかという市費負担分の予算のほうが追いつかないような部分があるのも事実ですけれども、そういう部分で議会などではかなり厳しいご意見もいただいております。

輿水会長：以上が現状のようです。

岩田委員：アドバイスのことなのですが、例えば、建設時は別ですけども、将来的に運営していくうえで、色々なアイデアが必要になってくると思います。例えば中央公園と一体で管理されるわけですが、鎌倉全体の種の多様性などを考えていくと、これから整備されていく谷戸池周辺というのは、鎌倉市内の種の保全の先端的な役割を担わなければいけない場所ですので、そのような機能を持たせた施設なども将来的に整備されると、例えば県と国からの別の補助金も引き出せる可能性がありますので、その辺はまた柔軟に考えていただければいいかと思います。データの収集など、お手伝いもします。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

田沼公園課長：今、岩田委員の方からもご指摘がありましたが、実は最終的に管理をどうしていくかという部分に関しまして、現在、鎌倉市の大半の公園は指定管理者制度を導入しております。中央公園も含め鎌倉市公園協会が指定管理者ですけれども、当然、台峯も将来的にどうするかということについて、協会とも相談させていただいております。広町の場合ですと、結果的には地元のボランティア団体と 1 つの大きな組織を作って公園協会と一緒に広町パートナーズという指定管理者として今年度からやっています。台峯に関してはその辺がどういう形になるか、まだ分かりません。元々あった山崎谷戸の会とは違う形の団体などが入ってこなければ無理ではないかと考えている中で、今のような岩田委員からご提案も踏まえまして、こういった形でやっていくのがいいのか、お知恵を借りて対応させていただきたいと思います。早急に決めていかなければならない内容だと思っております。

岩田委員：広町も気になっていたのですが、例えば日本で自然保護団体は沢山ありますし、それから例えば野鳥の会や自然保護協会など、そういったところではレンジャーも臨時に派遣できるところがありますので、上手く活用されるのがよいと思います。どうしても地元の方だけですと視野が狭く、偏った方向へ行く場合がありますので、全体を見て種の多様性や利便性などを考えていけばいいかなと思います。

興水会長：緑地ですから特定の動植物や特化した方策ではなくて、バランスの良いマネジメントや管理をしていかななくてはならないと思います。大事なところですので、その辺に配慮してお願いします。

岩田委員：例えばレンジャーの講習会を開くとか、そういうことは簡単にできると思います。前に広町が整備中の時に、県とタイアップしてアライグマの防除実施の研修会をやっていますし、県とうまくやってもいいかもしれません。来月審議会があるので、提案してみます。

興水会長：是非、よろしく願いいたします。では、台峯の実施設計についてはよろしいでしょうか。そういう形で進めるということですか。報告事項、その他を含めて、用意した議題は以上です。他に、委員から何かご意見、ご質問、その他はありますか。

(質問なし)

#### (3) 次回審議会日程調整

興水会長：それでは、次回(第 65 回)の日程調整について、事務局からお願いします。

永井みどり課長：次回開催は、事務局といたしましては平成 29 年 7 月頃を予定しております。日程調整については、平成 29 年 4 月以降に事務局で、各委員と日程調整させていただいた上で確定していきたいと考えております。

興水会長：そのように進めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### (4) 審議会確認事項

興水会長：では、本日の確認事項を事務局からお願いします。

永井みどり課長：議事が遅れています関係で、ただいま確認事項の書面を作成しております。大変

# 資料 1

## 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

時間が過ぎている中で恐縮なのですが、若干お時間を頂きたく存じます。よろしくお願ひします。

(確認事項配付後、説明)

永井みどり課長:第 64 回鎌倉市緑政審議会確認事項を書面に基づいて読み上げさせていただきます。日時、場所につきましては記載のとおりです。

### 1 審議事項

#### (1) 前回会議録の確認

会議録を配付し、一部を修正することとして了承した。修正後の議事録は、後日、事務局から送付することとなった。

### 2 報告事項

#### (1) 「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について

「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について、事務局から報告がされ、了承された。今後は会長、会長職務代理の確認を得ながら、取りまとめを進めることとした。

#### (2) (公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について

(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞について事務局から報告がされた。

#### (3) 鎌倉市緑地保全基金の推移状況について

鎌倉市緑地保全基金の推移状況について事務局から報告がされ、今後、同基金の収入増の手法に係る諮問等の検討を行うこととした。

### 3 その他

#### (1) 古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について

古都保存法施行 50 周年記念事業の進捗状況について事務局から報告がされた。

#### (2) (仮称)山崎・台峯緑地実施設計のその後について

(仮称)山崎・台峯緑地実施設計のその後について、事務局から報告がされた。

#### (3) 次回審議会日程調整

平成 29 年 7 月頃の開催について、平成 29 年 4 月以降に、日程調整することとした。

#### (4) 審議会確認事項

本日の審議会での議論を本確認書で確認した。

以上です。

興水会長:本日の議論の要点は以上でございます。ご質問等ございませんでしょうか。

岩田委員:ずっと外に出ていないので、緑政審議会での視察は可能ですか。予算の関係があると思いますが。

永井みどり課長:審議会のメンバーで視察することはもちろん可能です。どこに行くかは岩田委員にご相談させていただきたいと思います。

## 資料 1

### 第 65 回鎌倉市緑政審議会資料

岩田委員：緑政審議会のメンバーが、特に市民委員さんが変わったので、保全緑地等見て廻ればと思います。

永井みどり課長：みなさんお忙しいので、例えばどこかを視察して、その後に審議会を行うという形が取ればと思います。少々考えますので、ご相談させてください。

大場まちづくり景観部長：視察の対象は市内ですか。

岩田委員：もちろん市内です。

興水会長：日が長くなりましたので、少し現地を見て、帰ってきて審議会を行うのも良いですね。その他に何かありますか。

(意見なし)

興水会長：他に無ければ、当審議会はこれで終了です。どうもありがとうございました。